

令和6年1月吉日

お客さま 各位

大川信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応に関するお知らせ

金融界は、2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」を踏まえ、政府・産業界の連携・協力を得ながら一丸となり紙の手形等から電子的決済サービス（電子記録債権またはインターネットバンキングによる振込）への移行を推進しています。

これらの状況を踏まえ、大川信用金庫では、将来的な電子化に向けた取り組みとして、手形・小切手に関し、以下の対応を実施いたします。

■ 2024年4月1日（月）以降に当座勘定を新規に開設するお客さまについて

●手形・小切手の発行を行いません。

2024年4月1日（月）以降に当座勘定を新規に開設いただいたお客さまについては、手形・小切手の発行を行いません。当座勘定から現金の払い出しが必要なお客さまは当金庫所定の払戻請求書に届出の署名・印章によりお取り扱いさせていただきます。

※2026年度までに手形・小切手の全面的な電子化をめざします

全面的に電子化することで、支払側と受取側双方において事務負担軽減等になります。お客さまにおかれましても電子記録債権のご利用およびインターネットバンキングからの振込といった電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

【主なメリット】

- ・コスト削減（印紙税、郵送料、手形紙代、取立料等不要）
- ・事務負担軽減（手形の振出し作業、郵送発送、保管、管理等不要）
- ・リスク低減（現物がないので紛失・盗難の心配がない、取立忘れもない）
- ・資金繰りの円滑化（支払期日に自動入金後利用可、分割も可能）
- ・金融機関等に行かなくても利用可能